

利用できるサービス

介護保険サービスの種類

介護保険サービスは、要介護の認定を受けた方と、要支援の認定等を受けた方では、利用できるサービスの内容が異なります。詳細は下記の表をご確認ください。

	種 類	要支援の方の 利用の可否		種 類	要支援の方の 利用の可否	
自宅 で利用するサービス (訪問系サービス)	訪問介護(ホームヘルプ)	○※4	24時間 対応で 利用できるサービス (訪問系サービス)	定期巡回・随時対応型 ※1 訪問介護看護 ※「訪問系」サービス	×	
	夜間対応型訪問介護 ※1	×		小規模多機能型居宅介護 ※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	○	
	訪問入浴介護	○		看護小規模多機能型居宅介護 ※1 ※「訪問系」+「通所(宿泊)系」サービス	×	
	訪問看護	○		生活環境を 整えるサービス	福祉用具貸与(レンタル) ※3	○
	訪問リハビリテーション	○			特定福祉用具販売	○
	居宅療養管理指導	○			住宅改修	○
施設 に通い(泊り)利用するサービス (通所系サービス)	通所介護 (デイサービス) ※定員19人以上	○※4	居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 ※1	△ (要支援2のみ)	
	地域密着型通所介護 ※1 (小規模なデイサービス) ※定員18人以下	○※4		特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)	○※2	
	療養通所介護 ※1 (看護師の観察が必要な方のデイサービス)	×		地域密着型特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等) ※1	×	
	認知症対応型通所介護 ※1 (認知症対応型デイサービス)	○	施設系サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	×	
	通所リハビリテーション (デイケア)	○		地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 ※1	×	
	短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ)	○		介護老人保健施設	×	
	短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ)	○		介護医療院	×	

※1 「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

※1 「地域密着型サービス」です。地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるようにつくられたサービスです。原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

※2 入居時要介護の方のみを対象とした施設もあります。

※3 軽度者(要介護1・要支援の方)は、一部利用対象外の種目があります。

※4 要支援の方が利用できる訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のサービスです。

介護予防・生活支援サービス事業一覧

【対象者:要支援1～2、事業対象者】

国の類型	横浜市のサービス名称		事業概要	
旧介護予防 訪問介護・通所介護に 相当するサービス	横浜市訪問介護 相当サービス		専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護員等によるサービス)を実施します。	
	横浜市通所介護 相当サービス		専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護事業者の従事者によるサービス)を実施します。	
緩和した基準による サービス(サービスA)	横浜市訪問型 生活援助サービス		必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入門的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活援助を行います。	
住民主体による支援 (サービスB)	サ 横 浜 市 介 護 予 防 生 活 支 援 事業※5	横浜市 訪問型支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、掃除、洗濯、調理、買い物など、日常生活の支援を行います。	
		横浜市 通所型支援	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。	
その他の 生活支援サービス		横浜市 配食支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。	
		横浜市 見守り支援	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。	
短期集中予防 サービス(サービスC)	横浜市訪問型 短期予防サービス		早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3～6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持・改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。	

※5 要支援者・事業対象者のときから継続して利用する要介護者も利用することができます。

主なサービスの内容については情-18ページから情-29ページの介護保険で利用できるサービスと自己負担額の目安をご覧ください。
また、自己負担額の目安は、1割負担の方を例として計算しており、事業所の体制等による加算分は含まれていません。
報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス

自宅で利用するサービス

要介護1～5の方

訪問介護(ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

＜自己負担の目安＞

身体介護 中心の利用	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降 30分ごと
	182円	272円	431円	631円	92円

身体介護に 引き続き 生活援助を利用	20分以上 45分未満	45分以上 70分未満	70分以上
	73円	145円	217円

生活援助中心の 利用	20分以上 45分未満	45分以上
	199円	245円

◇身体介護を中心に「30分以上60分未満」利用した後に、引き続き生活援助を「20分以上45分未満」利用した場合の自己負担は504円(431円+73円)です。

※「生活援助中心の利用」を45分以上、または「身体介護に引き続き生活援助を利用」を70分以上利用する場合、自己負担額は定額となります。

※早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25倍～1.5倍になります。

通院等乗降介助

通院時の車への乗降の介助と運転がホームヘルパー(訪問介護員)1人により行われるサービスです。

＜自己負担の目安＞

片 道	108円
-----	------

◇運賃は別途自己負担です

要支援1・2、事業対象者の方

横浜市訪問介護相当サービス (ホームヘルプ)

自宅を訪問するホームヘルパー(訪問介護員)により、入浴・排せつ・食事の介助等の身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

＜自己負担の目安＞

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,308円	1,308円
週2回程度	2,612円	2,612円
週2回を超える場合		4,145円

横浜市訪問型生活援助サービス

自宅を訪問する従事者(一定の研修又は入所的研修の修了者等)により、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助が受けられるサービスです。

＜自己負担の目安＞

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,177円	1,177円
週2回程度	2,351円	2,351円
週2回を超える場合		3,730円

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

○生活援助は利用者が自分で家事をするのが難しく、家族や地域からの支援が受けられない場合などに利用できます。

○本人の日常生活の援助の範囲を超える場合は、介護給付の対象とはなりません。

- 例：①「直接本人の援助」に該当しない行為、例えば、家族の分の洗濯・調理・買い物・部屋の掃除、来客の応接、自家用車の洗車など
- ②「日常生活の援助」に該当しない行為、例えば、庭の草むしり、ペットの世話、大掃除、窓ガラス磨き、家屋の修理、ペンキ塗り、園芸、正月等のために特別な手間をかけて行う調理など

Point

自己負担の目安の計算方法は？

各サービスの単位数に、横浜市の地域区分単価(右表)をかけ、1割負担の方を例として自己負担額として計算しています。

※印のサービスの「自己負担の目安」は、30日間利用した場合で、算出しています。

単位数×横浜市の地域区分単価×0.1＝自己負担額

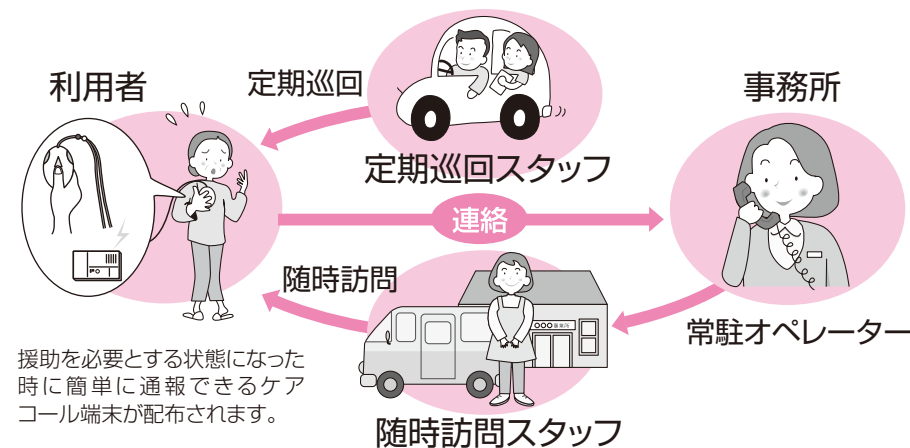
サービス種類(予防、地域密着を含む)		地域区分単価
居宅療養管理指導	福祉用具貸与	10円
通所介護 地域密着型通所介護 短期入所療養介護 ※介護老人福祉施設 ※特定施設入居者生活介護 ※認知症対応型共同生活介護 ※介護老人保健施設 ※地域密着型特定施設入居者生活介護 ※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※介護医療院		10.72円
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		10.88円
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援		11.12円

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

夜間対応型訪問介護 密着

夜間の定期的な巡回による訪問介護サービスに加え、随時、利用者の求めに応じて、利用者宅を訪問します。また、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを提供します。

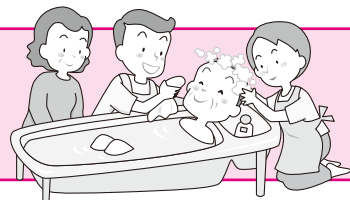


<自己負担の目安>

夜間訪問サービス(Ⅰ)	オペレーションサービス	1か月 1,100円
	定期巡回サービス	1回 414円
	随時訪問サービス(Ⅰ)	1回 631円

要介護1～5の方

訪問入浴介護



看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行うサービスです。

<自己負担の目安>

1回あたり 1,408円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり1,267円です。

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

<自己負担の目安>

1回あたり 952円

◇全身入浴が困難で、清拭や部分浴を利用の場合は、1回あたり857円です。

要介護1～5の方

訪問看護

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、定期的に自宅を訪問する看護師等による、健康チェック、療養上の世話や診療の補助等を受けられるサービスです。

1回の提供時間	20分未満※1	30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上※2
サービス区分					
訪問看護ステーション	350円	524円	916円	1,255円	1,588円
病院または診療所	296円	444円	639円	939円	1,273円

※1「20分未満」は、他に週1回以上20分以上の訪問看護を実施している場合算定できます。
○早朝や深夜など、サービスを利用する時間帯により、自己負担が1.25～1.5倍になります。
※2 特別管理加算の対象の方で、訪問看護の所要時間を通算した時間が90分以上となるときに算定します。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

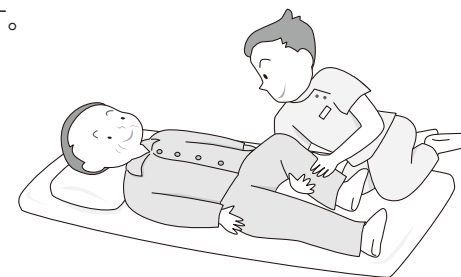
密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

利用できるサービス

要介護1～5の方

訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1回あたり 336円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要支援1・2の方

介護予防訪問リハビリテーション

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、自宅を訪問した理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による、リハビリテーションを受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

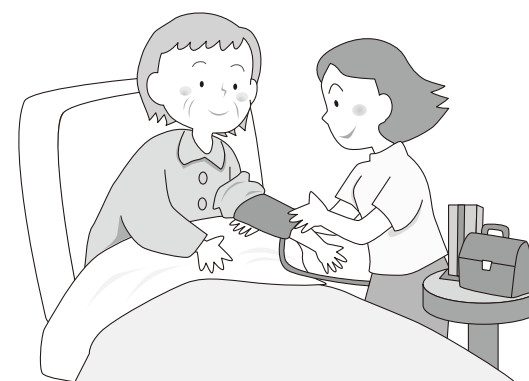
1回あたり 325円

◇利用にあたってリハビリテーション実施計画が作成され、集中的にリハビリが行われた場合は、1回あたり218円加算されます。

要介護1～5の方

居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



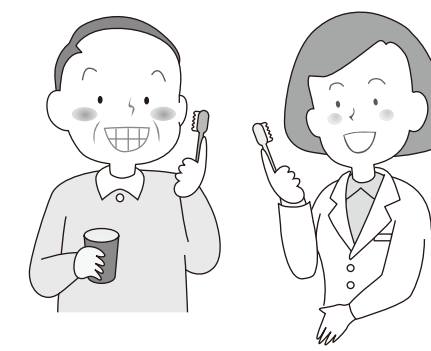
利用回数	医師	歯科医師	医療機関の薬剤師	薬局の薬剤師	管理栄養士	歯科衛生士等
1回あたり	515円	517円	566円	518円	545円	362円
単一建物居住者 2～9人の場合	487円	487円	417円	379円	487円	326円
利用限度回数	月2回	月2回	月2回	※月4回	月2回	月4回

※がん末期の方、または中心静脈栄養を受けている方については、週2回月8回まで算定できます。

要支援1・2の方

介護予防居宅療養管理指導

在宅療養している人で、通院が困難な場合に、自宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師等による、療養上の管理や指導、助言等を受けられるサービスです。また、地域包括支援センター等に対し、ケアプラン策定に必要な情報提供が行われます。



- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

利用できるサービス 施設に通い(泊り)利用するサービス

要介護1～5の方

通所介護(デイサービス)

定員19人以上のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	718円	848円	981円	1,116円	1,252円

食費 + 日常生活費など

◇通常規模の通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

地域密着型通所介護(デイサービス) 密着

定員18人以下のデイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
8時間以上 9時間未満	840円	992円	1,150円	1,308円	1,464円

食費 + 日常生活費など

◇8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合には加算があります。

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

療養通所介護 密着

難病等を有する重介護者やがん末期により、常に看護師による観察が必要な方を対象に、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるデイサービスです。

<自己負担の目安>

1月あたり	(区分なし)
	13,706円

食費 + 日常生活費など

◇身体状態により利用できる方が限られます。

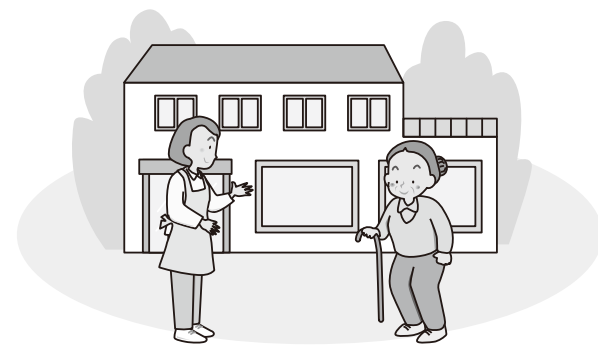
- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

要支援1・2、事業対象者の方

横浜市通所介護相当サービス(デイサービス)

デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事その他の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

利用回数(1か月)	要支援1	要支援2 事業対象者
週1回程度	1,928円	1,928円
週2回程度		3,882円

食費 + 日常生活費など

◇送迎サービスや入浴サービスの費用は含まれます。

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるデイサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上9時間未満

要介護1	1,117円
要介護2	1,237円
要介護3	1,358円
要介護4	1,482円
要介護5	1,602円

食費 + 日常生活費、オムツ代など

◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要介護1～5の方

通所リハビリテーション(デイケア)

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。



<自己負担の目安>

1日あたり	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
7時間以上 8時間未満	829円	983円	1,138円	1,322円	1,501円

食費 + 日常生活費など

◇通常規模の通所リハビリテーション事業所を7時間以上8時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、リハビリテーション実施計画により、短期間に集中的なリハビリを行った場合や、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護 密着

認知症の方を対象に、少人数で家庭的な雰囲気の中、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどを受けられるデイサービスです。

<自己負担の目安>

1日あたり8時間以上
9時間未満

要支援1	967円
要支援2	1,079円

食費 + 日常生活費、オムツ代など

◇単独型認知症対応型通所介護事業所を8時間以上9時間未満利用した場合の目安です。(送迎サービスの費用は含まれています。)

◇このほか、栄養改善サービスや口腔機能向上サービスなどを利用した場合に加算があります。

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション

心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられるサービスです。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用できる事業所は1か所のみです。

<自己負担の目安>

1か月あたり	共通サービス	栄養改善 加算	口腔機能 向上加算
要支援1	2,468円	218円	169円
要支援2	4,600円	218円	169円

食費 + 日常生活費など

◇「送迎サービス」や「入浴サービス」の費用は共通サービスに含まれます。

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

生活環境を整えるサービス

要介護1～5の方

福祉用具貸与(レンタル)

日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。

貸与の対象(13種類) ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住いの方は、原則として利用できません。

① 車いす

*自走用、介助用、普通型電動車いす



② 車いす付属品

*クッション、電動補助装置等



③ 特殊寝台

*背の角度を調整できるもの、ベッドの高さを調整できるもの等



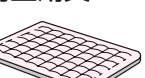
④ 特殊寝台付属品

移動用バー、サイドレール、マットレス、テーブル、介助用ベルト、スライディングボード・マット



⑤ 床ずれ防止用具

*エアマット、ウォーターマット等



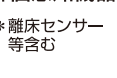
⑥ 体位変換器

*起き上がり補助装置等含む



⑦ 認知症老人徘徊感知機器

*離床センサー等含む



⑧ 移動用リフト

*階段移動用リフト等含む



⑨ 自動排泄処理装置

*交換可能部品を除く



※①～⑧は一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1の方は利用できません。

※⑨自動排泄処理装置のうち便を吸引する機能がある装置については、一定の例外となる場合を除き、要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません(尿を吸引する装置は利用できます)。

⑩ 手すり

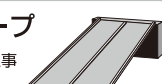
*取付けに工事不要のもの



令和6年4月以降、レンタルと購入を選択できます。

⑪ スロープ

*取付けに工事不要のもの



⑫ 歩行器

*購入は、車輪のあるものを除く



⑬ 歩行補助つえ

*購入は、松葉づえを除く



＜自己負担の目安＞

貸与金額の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) ※貸与金額は、用具の種類・品目、業者によって異なります。

要介護1～5の方

特定福祉用具販売(購入)

日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

購入の対象(9種類) ■指定事業者からの購入でなければ払戻しが受けられません。

⑪～⑲ ■介護付有料老人ホームやグループホームにお住まいの場合は、原則として利用できません。

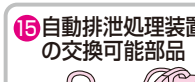
⑭ 腰掛便座

*便座の底上げ部材等を含む



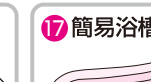
⑮ 自動排泄処理装置の交換可能部品

*レシーバー、チューブ、タンク等



⑯ 入浴補助用具

*入浴用いす、浴槽内いす、入浴台・入浴用介助ベルト等



⑰ 簡易浴槽



⑱ 移動用リフトのつり具



⑲ 排泄予測支援機器

原則として同じ種類のものは重複して購入できません。

＜自己負担の目安＞

購入金額の1割

一定以上の所得がある場合は2割または3割

払戻し限度額: 1割負担の場合は9万円(年間)

(購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担です。)

① 申請書(区役所保険年金課にて配布)

② 領収書

③ 福祉用具が必要である理由の分かるもの

(申請書への記載、理由書、居宅サービス計画、福祉用具販売計画のいずれか)

④ 当該福祉用具のパンフレット等(福祉用具の概要が記載されている書類)

※排泄予測支援機器は、上記①～④のほか、医学的な所見の確認書面や排泄予測支援機器確認調書が必要です。

申請に必要な書類

要支援1・2の方

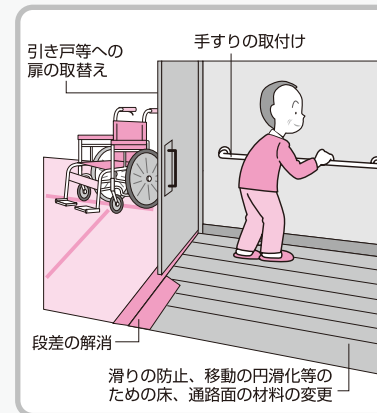
特定介護予防福祉用具販売(購入)

日常生活の自立を助けるため、特定の種類の福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の一部が払い戻されます。

要介護1～5の方

住宅改修

在宅の要介護者等が、自宅で生活を続けられるように住宅の改修を行った場合に、20万円を限度に払った金額の一部が払い戻されます。



対象となる工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差又は傾斜の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床、通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替え(扉の撤去、扉の新設[取替えに比べ費用が低廉な場合]を含む)
- ⑤ 和式便器などから洋式便器への便器の取替え
- ⑥ 上記①～⑤の工事に付帯して必要と認められる工事
 - ・手すり取付けのための壁の下地補強
 - ・浴室、便所工事に伴う給排水設備の工事
 - ・スロープ設置に伴う転落、脱輪防止のための柵等の設置
 - ・扉取替えに伴う壁又は柱の改修 など

申請に必要な書類(受領委任払いでない場合)

【工事前】

- ① 申請書(区役所保険年金課にて配布)
- ② 見積書及び見積額内訳書
- ③ 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャーが作成。いない場合は区役所高齢・障害支援課に相談してください。)
- ④ 工事施工前の写真
- ⑤ 住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの(写真・図など)
- ⑥ 住宅改修に関する承諾書及び賃貸契約書の写し(お住まいが借家の場合)

【工事完成後】

- ① 領収書及び工事前内訳書
- ② 改修後の写真

- (1) 工事を始める前に、申請書類を揃えて区役所保険年金課に申請します。保険年金課より発行される『住宅改修に関するお知らせ』を受け取った後に工事を開始します。
- (2) 工事完了後、いったん費用の全額を事業者を支払った後、領収書等必要な書類を添えて区役所保険年金課に提出し保険給付分が払い戻されます。

■有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅など高齢者向けの施設・住居にお住まいの場合は、原則として利用できません。

受領委任払い制度について

住宅改修は、利用者が費用の全額(保険給付分+自己負担分)をいったん支払い、後から限度額の範囲内で、一部(保険給付分)の払戻しを受ける仕組みですが、横浜市では自己負担分のみを事業者を支払うだけで改修ができる、受領委任払いの制度があります。

この制度は市に登録した住宅改修事業者の行う改修が対象です。登録事業者の名簿は、横浜市のホームページに掲載しています。また、区役所保険年金課でもご相談いただけます。

横浜市介護保険住宅改修 名簿 [検索](#)

＜自己負担の目安＞

改修費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割) 払戻し限度額: 1割負担の場合は18万円

※改修費用の限度額は現住宅につき20万円です。

転居した場合や「介護の必要の程度(※)」が3段階以上上がった場合は、再度利用できます(限度額20万円)。(※)要介護1と要支援2は同じ段階とみなします。

利用できるサービス 居住系サービス

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受けます。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなどして、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるようになることを目指します。※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり

	1ユニット	2ユニット以上
要介護1	24,603円	24,217円
要介護2	25,761円	25,342円
要介護3	26,500円	26,114円
要介護4	27,047円	26,629円
要介護5	27,626円	27,176円

+

食費

部屋代、管理費、
水光熱費など

日常生活費
オムツ代、理美容代など



要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排せつなどに関わる介護やリハビリが受けられます。なお、短期利用(30日上限)を提供する施設もあります。

<自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
17,431円	19,586円	21,837円	23,927円	26,146円

+

管理費

食費



水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など



要支援2の方

介護予防認知症対応型共同生活介護 密着

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活するとともに、スタッフが日常生活上の支援とともに生活機能向上にも配慮したサービスを提供します。※要支援1の方は利用できません。※ユニット数により負担額が異なります。

<自己負担の目安>

1か月あたり

	1ユニット	2ユニット以上
要支援2	24,474円	24,088円

+

食費

部屋代、管理費、
水光熱費など

日常生活費
オムツ代、理美容代など



要支援1・2の方

介護予防特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム等)

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム等に入居し、スタッフから日常生活上の支援を受けるとともに、生活機能向上にも配慮したサービスの提供を受けます。

<自己負担の目安>

1か月あたり

要支援1	要支援2
5,886円	10,066円

+

管理費

食費



水光熱費、家賃相当額、日常生活費、オムツ代、理美容代など



要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

地域密着型特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等) 密着

定員29人以下の小規模で運営される介護付有料老人ホーム等(介護専用型特定施設)で、少人数の入居者に対し、特定施設入居者生活介護と同様のサービスが提供されます。

<自己負担の目安>

1か月あたり

要介護1	17,560円
要介護2	19,747円
要介護3	22,030円
要介護4	24,120円
要介護5	26,372円

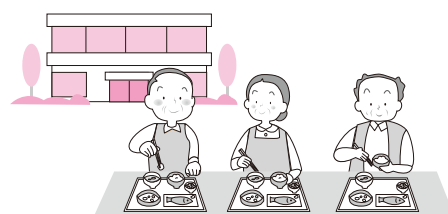
+

管理費
水光熱費
家賃相当額

食費



日常生活費、
オムツ代、理美容代など



- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

..... 利用できるサービス 施設系サービス

原則要介護3～5の方(要支援1・2の方は利用できません。)
要介護1・2の方は、特列入所の制度があります。(下記参照)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活の世話、機能訓練、健康管理および療養上の支援を行う施設です。

地域密着型介護老人福祉施設 密着 入所者生活介護

定員29人以下の小規模で運営される特別養護老人ホームです。少人数の入居者に対し、特別養護老人ホームと同様のサービスが提供されます。

<自己負担の目安>

1か月あたり	【介護老人福祉施設】 多床室 (定員二人以上)	【介護老人福祉施設】 従来型個室 リビング併設なしの個室	【介護老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室	【地域密着型老人福祉施設】 ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	18,943円	18,943円	21,548円	21,934円
要介護2	21,194円	21,194円	23,799円	24,217円
要介護3	23,542円	23,542円	26,211円	26,629円
要介護4	25,793円	25,793円	28,494円	28,977円
要介護5	28,012円	28,012円	30,713円	31,228円



◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。
◇オムツ代は介護保険に含まれます。

※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問合せください。(情-36ページ)
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-36、情-38ページ)

+	+	+	+
	食費		
+	+	+	+
部屋代	部屋代	部屋代	部屋代
27,450円/月	36,930円/月	61,980円/月	61,980円/月
+	+	+	+
日常生活費、理美容代など			

- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。

密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

特列入所制度について

平成27年4月より、特別養護老人ホームは原則要介護3以上の方を対象とした施設になりましたが、要介護1・2の方でも以下の要件に該当する場合は、特例的に入所が認められます。

- ア 認知症であることにより、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯または同居家族が高齢・病弱である若しくは育児・就労等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、居宅において日常生活を営むことが困難である。
- オ 上記以外の理由により、在宅で生活することが著しく困難であり、特別養護老人ホームへの入所が必要と思われる。

要介護1・2の方で入所を希望される方は、入所申込書に記載されている特列入所要件の該当欄にチェックを入れ、お申込みください。

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所申込方法

申込は、「入所申込受付センター」で一括して受け付けます。
区役所高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、各特別養護老人ホーム、健康福祉局高齢施設課等で配布している申込書にご記入の上、下記へご郵送ください。

《申込先》〒233-0002 港南区上大岡西 1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
特別養護老人ホーム入所申込受付センター(高齢者施設・住まいの相談センター内)
電話 045-840-5817 FAX 045-840-5816



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設・住まいに関する相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置しています。専門の相談員が個別・具体的な相談に乗ったり、施設の基本情報・入所待ち状況などの様々な情報を提供しています。

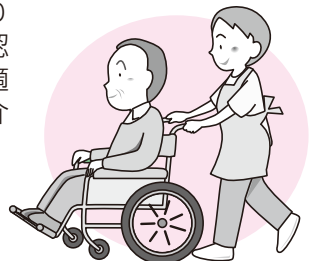
- ◇窓口 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー 14階
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816
- ◇相談受付時間(要予約) 月～金 9:00～17:00(土日・祝祭日、年末年始は休み)
※一部の土曜日のみ予約相談受付(申込書の受付は行いません。)
- ◇提供する施設情報 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・グループホーム・軽費老人ホーム等

利用できるサービス

要介護1～5の方(要支援1・2の方は利用できません)

介護老人保健施設

利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活動作のリハビリ等を行いながら、在宅生活復帰をめざす施設です。在宅生活の復帰を目的としているため、退所して家庭での生活ができるか定期的に検討します。また病状により入院治療の必要が認められる場合は、適切な医療機関を紹介します。



＜自己負担の目安＞			
1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室	ユニット型個室 リビング併設の個室
要介護1	25,503 円	23,059 円	25,793 円
要介護2	27,111 円	24,538 円	27,272 円
要介護3	29,202 円	26,629 円	29,362 円
要介護4	30,906 円	28,398 円	31,131 円
要介護5	32,546 円	29,974 円	32,739 円
食費 (43,350円/月)			
部屋代 13,110円/月 部屋代 51,840円/月 部屋代 61,980円/月			
日常生活費、理美容代など			

介護医療院

介護保険法の改正により、平成 30 年4月から新たに創設されました。慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。



＜自己負担の目安＞I型		
1か月あたり	多床室 (定員二人以上)	従来型個室 リビング併設なしの個室
要介護1	26,790 円	23,188 円
要介護2	30,327 円	26,758 円
要介護3	38,014 円	34,412 円
要介護4	41,262 円	37,692 円
要介護5	44,220 円	40,618 円
食費 (43,350円/月)		
部屋代 13,110円/月 部屋代 51,840円/月		
日常生活費、理美容代など		

◇このほかに、施設の提供するサービスや利用者が選択するサービスによって費用が追加されます。◇オムツ代は介護保険に含まれます。
※食費・部屋代は国が示す標準的な金額です。具体的な料金は各施設にお問合せください。(情-36 ページ)
※収入の少ない方には、食費や部屋代が軽減される制度があります。(情-36、情-38 ページ)

介護老人保健施設および介護医療院の入所申込方法

各施設が定めた所定の申込書を各施設から入手し、直接施設に申し込みます。



- 1 自己負担の目安は1割負担の方を例としています。
- 2 報酬改定等に伴い自己負担額が変わる場合があります。
- 密着 地域密着型サービス…地域密着型サービスは原則として市民(市の介護保険被保険者)のみが利用できます。

サービスの利用手順

事業者との契約について

契約書や重要事項説明書の確認ポイント

利用者は、利用する個々のサービスごとに事業者と利用契約を結ぶことになります。思わぬ不利益やトラブルにならないように、契約書やそれに伴う重要事項説明書は、必ず書面できりかわし記載事項はよく確認しましょう。心配な場合は、区役所の窓口などに相談することもできます。

●サービス契約書●

契約の基本的な内容（有効期間・支払い・解約等）が記載されます。

●サービス内容説明書の内容●

- ①具体的なサービス内容
- ②提供回数と日程
- ③利用者負担と支払方法
- ④サービスをキャンセルするときの連絡方法とキャンセル料等の詳細が記載されます。

●重要事項説明書の内容●

- ①事業者の概要
- ②事業所の概要
- ③事業所の職員体制
- ④営業時間
- ⑤利用者負担
- ⑥相談窓口等が記載されます。

●サービスの内容

サービスの種類と内容がきちんと記載されているか。
→サービスの詳細な内容については契約書とは別の説明書などに記載されることもあります。

●契約期間

契約の期間(〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで)が記載されているか。
→契約期間が満了した後の契約更新の取り扱いがきちんと記載されているか。

●サービス内容の説明

サービス内容やサービス提供記録を、利用者に説明したり提供することが記載されているか。

●利用者負担金

利用者負担金がきちんと記載されているか。
→法令で認められる負担以外に、協力金、使用料などのあいまいな費用が課されていないか。事業者の都合で変更できるような書き方をしていないか。

●利用者負担金の滞納

利用者負担金を滞納した場合でも、一定の猶予期間を設けるなどの配慮をしているか。
→直ちにサービスを停止できることや違約金を支払うことが定められていないか。

●利用者の解約権

利用者からの契約の解除が可能であることが記載されているか。
→違約金が必要になっていないか。

●サービス利用の取消（キャンセル）

予定されているサービス利用を中止できることが定められているか。
→多額のキャンセル料が必要になっていないか。

●損害賠償

利用者の身体・財産に損害を与えたときは、事業者が損害を賠償することが定められているか。

●秘密保持

文書による同意がなければ、利用者および家族に関する個人情報、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供しないことが記載されているか。

●苦情対応

事業者は、苦情に対応する窓口や担当者を明らかにするなど対応を定めているか。

契約書に、不合理な名目費用がないか、確かめましょう。

※介護保険での利用者負担の範囲は情-31ページへ

居宅サービスの利用限度額

要介護度等		利用できる 単位数	1か月あたりの利用限度額※	
事業対象者		5,032単位	約5万円～約6万円	※おおよその金額です。 実際の費用は、「単位数×横浜市の地域区分単価(10円～11.12円)」によって算定されます。 (情-18ページ参照)
要支援	要支援1	5,032単位	約5万円～約6万円	
	要支援2	10,531単位	約11万円～約12万円	
要介護	要介護1	16,765単位	約17万円～約19万円	
	要介護2	19,705単位	約20万円～約22万円	
	要介護3	27,048単位	約27万円～約30万円	
	要介護4	30,938単位	約31万円～約34万円	
	要介護5	36,217単位	約36万円～約40万円	

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた限度額が設けられていて、その範囲内で利用することができます。限度額を超えてサービスを利用するときには、超えた分の費用は全額自己負担になります。

ただし、「特定施設入居者生活介護」「認知症対応型共同生活介護」等については、利用限度額は適用されません。また、「居宅療養管理指導」は利用限度額の対象外です。

利用できるサービス